

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会 委員用

意見・提案シート

◆委員会の検討内容(今回・次回以降)についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、地域福祉課にご提出ください。期日までに届いたものは、委員会で資料として配付します。

1.地域包括支援センターと基幹相談センターを機能として入れる提案について、事務局は現時点では考えていないというお話だったが委員会のみなさんがどう思われているのか聞きたい。

2.P23 (現資料20ページ)

市民の相談情報の一元管理機能を福祉総合相談窓口を持たせる提案

相談窓口の連携方法について、現在は各連携機関に相談先としてつなぐ事だけが示されているが、逆に連携機関が把握した市民の相談情報も一括して福祉総合相談窓口がカルテのようなもので管理し、たとえばその後同じ市民が違う相談で総合相談に相談の際、その相談履歴もわかるようにする機能も入れてはどうか。

※ そういった機能は今後の検討課題かもしれないが、現状の連携の形の図ではたらいまわしの問題解決としての機能としては不十分。

※ その場合P23,P24の連携図は修正が必要。矢印を関係機関から福祉総合窓口のほうに向けた図が必要

※ もしも現状のままの機能で計画案に書くのであれば、

但し、庁舎と福社会館の建設方法なども鑑み、連携の根本的な見直しを今後行っていくという記述を追加出来ないか。

3.P27 (現資料24ページ)

多様な市民の交流

【貸室機能】の利用イメージ→【活動スペース機能】の利用イメージ

(貸室機能という言葉が軽いイメージ。市民行政が積極的に多目的に使える場のイメージが欲しい)

4.福祉共同作業所が入っていたものがなくなったわけだがこの機能が旧福社会館にあった意味は大きく、障害者と健常者が日常的に触れ合える場、また障害者が仕事を通していきがいをみつけられる場になっていた。また、障害者と日常的に接する事である意味健常者の意識啓発になっていたと思う。

これを新しい施設で時代にあった形で実現するため、

たとえば旧福祉会館で行われていたような障害者の方による掃除の業務を障害者がまた新施設でやるような事は就労支援センターを通して出来ないか、あるいは就労支援センターを通してという事でなくても良いが、福祉会館で障害者の方が仕事をできるしくみづくりを目指す、という記述を追加出来ないか。

また同様に、シルバー人材センターは機能として入っていないが、実際には新福祉会館内でなにか業務を担うことになる可能性は高いと思う。

この事についても計画案に明記することは出来ないか。

5.P36（現資料34ページ）

大規模災害時には非常事態のため、多目的室や各事業スペースなどの災害時機能転換をスムーズに行うため、機能転換方法について今後検討していくものとする
というような記述を追加希望

6.上記までの内容で計画案の中身に反映することが難しいのであれば、

例えば管理運営方針についての検討課題、というページを設けて、上記のような今後の各検討項目を明記したらどうか。

7.施設名の提案

- ・(仮称)小金井市保健福祉総合センター
- ・(仮称)地域共生福祉センター
- ・(仮称)みんなの福祉総合センター(みなセン)

8.空間イメージについては、第4回の市民検討委員会で配布された資料2-2を推奨します。

9.福祉総合窓口については、自立相談サポートセンター、権利擁護センター、障害者就労支援センター、とともに事務機能を一体化する案を推奨します。

10.「地域共生社会を実現するための拠点」の機能の図をA案、B案作りしましたが、シンプルでわかりやすくしたB案を推奨します。また「施設の役割と事業展開」の説明テキストはこちらの図の番号と対応させるとわかりやすいと思います。

11.福祉総合相談窓口の機能についての資料添付希望

富士宮市福祉総合相談課視察資料

P9,地域包括支援センターと地域型支援センター(ランチ)の連携

P10,障がい相談の流れ

P11,富士宮市における総合相談フロー

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/citizen/Ilti2b00000011s2-att/Ilti2b0000004tdt.pdf>

12.今後管理運営計画を策定する際は、市民参加も含めた形で検討機関などを設けて決めていく、という記述の追加を希望します。

記述例:P35(3)

(3)管理運営方法についての今後の検討

計画案策定後、管理運営計画を策定する際は下記の運営方針を策定する際、市民参加も含めた形での検討機関を適宜設けて検討を行います。

1. 福社会館全体の運営方針
2. 福祉総合相談窓口の運営方針
3. 市民協働センター、ボランティア市民活動センターの運営方針
4. その他必要な項目についての運営方針

提出日 **2017年 10月 30日**

氏名 **諏訪間千晃**

(送付先)

小金井市福祉保健部地域福祉課 担当：山口

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9915

FAX：042-384-2524 E-mail：s050101@koganei-shi.jp

地域共生化社会を実現するための拠点

1 保健福祉の総合的支援の充実

ア 保健衛生

1 保健センター

イ 子育て・子育て支援

1 子ども家庭支援センター

2 ファミリー・サポートセンター

2 地域における多様な交流や活動の推進

ア 地域福祉の担い手
づくり

1 ボランティア・市民活動センター

2 (仮称) 市民協働支援センター

イ 多様な市民の交流

1 市民活動・交流スペース

3 参加と協働による地域福祉活動の推進

ア 福祉サービスの
利用促進

1 福祉総合相談窓口

2 自立相談サポートセンター

3 権利擁護センター

4 障害者就労支援センター

5 福祉サービス苦情調整委員

イ 災害ボランティア拠点

1 災害ボランティアセンター

ウ 社会福祉協議会

1 社会福祉協議会

地域共生化社会を実現するための拠点

1 保健福祉の充実

1-1 保健センター

1-2 子ども家庭支援センター

1-3 ファミリー・サポートセンター

2 市民の交流・活動・学びあいの推進

2-1 ボランティア・市民活動センター
(災害ボランティアセンター)

2-2 (仮称) 市民協働支援センター

2-3 市民活動・交流スペース

3 地域福祉活動の推進と相談

3-1 福祉総合相談窓口

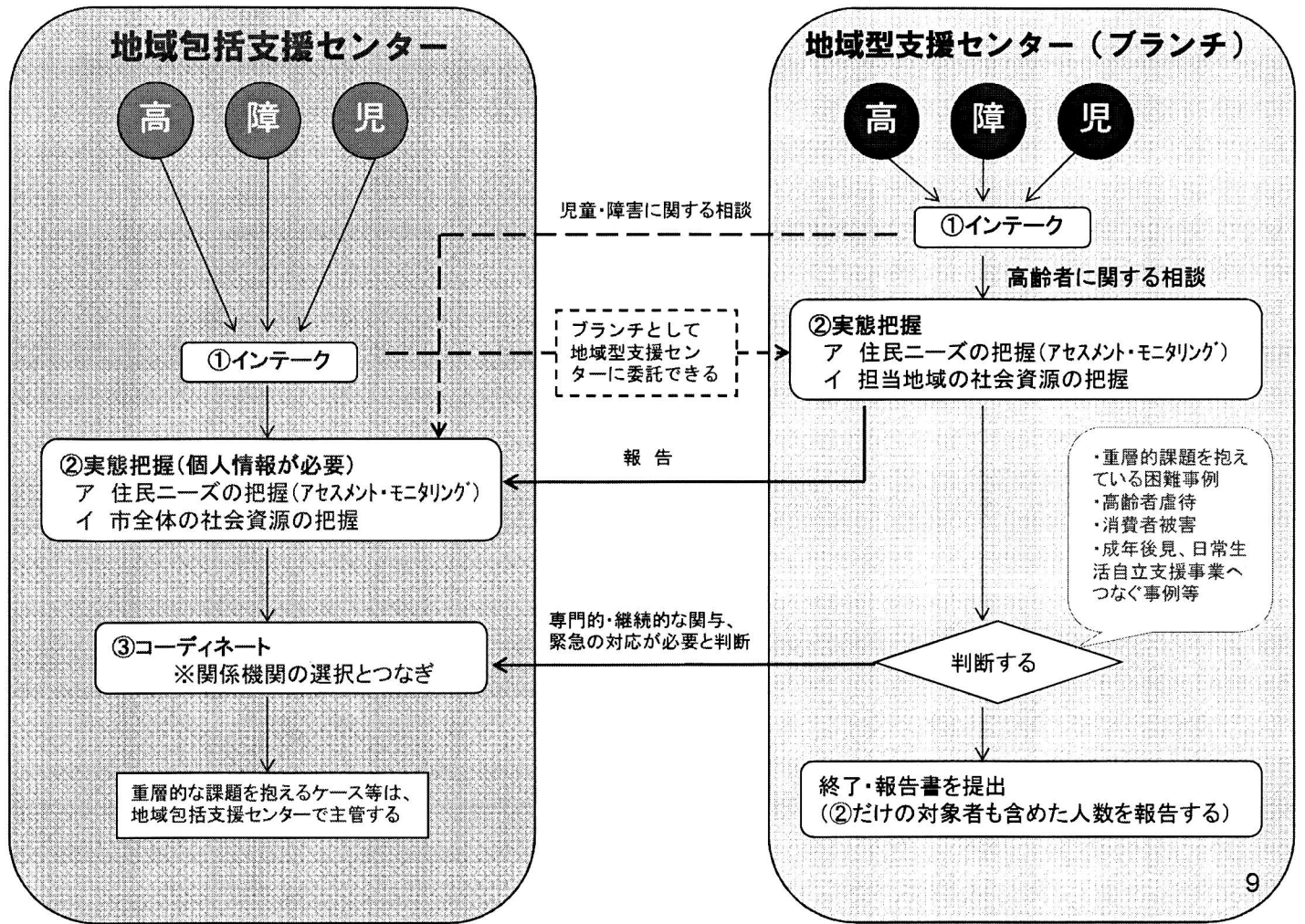
3-2 自立相談サポートセンター

3-3 権利擁護センター

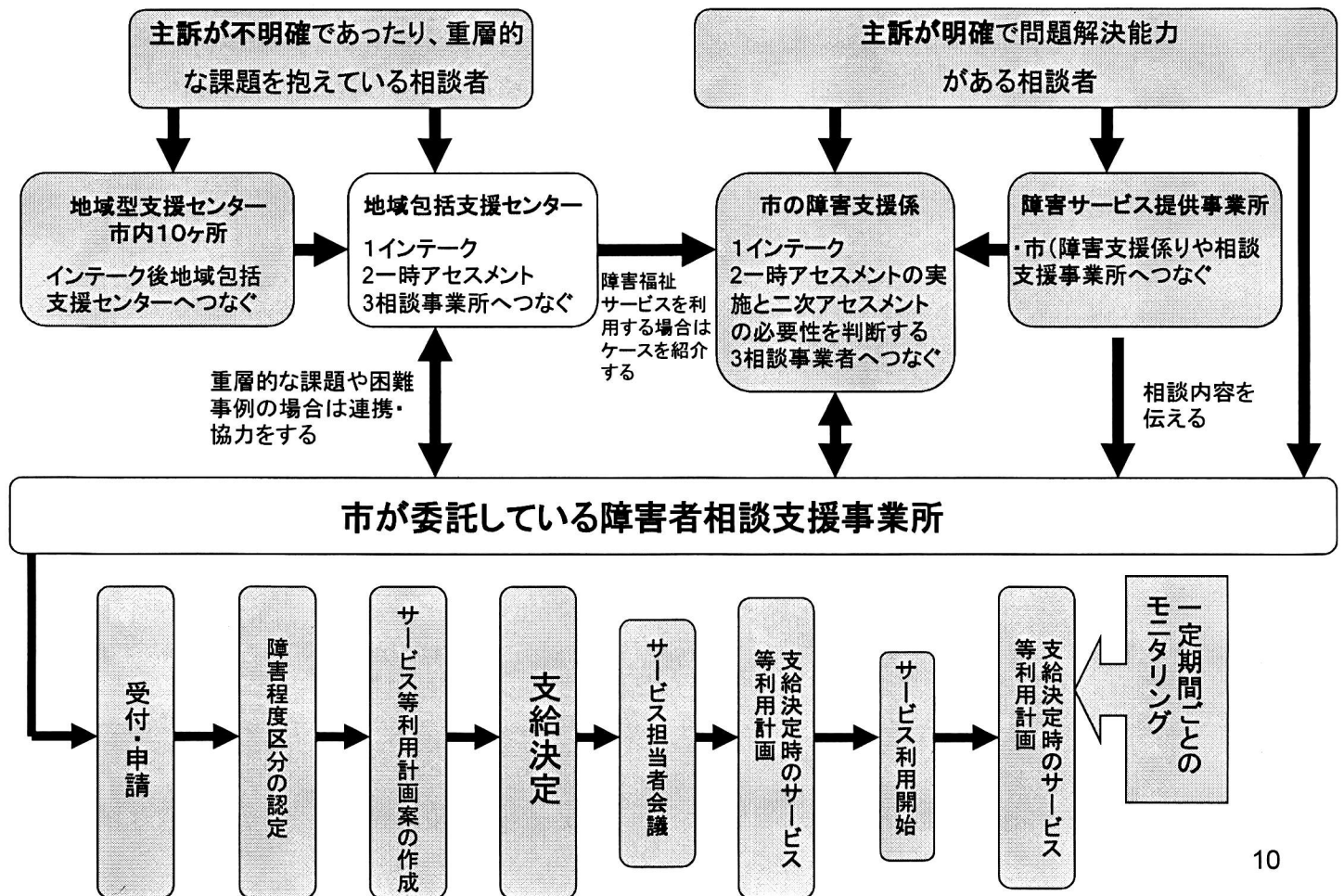
3-4 障害者就労支援センター

3-5 社会福祉協議会

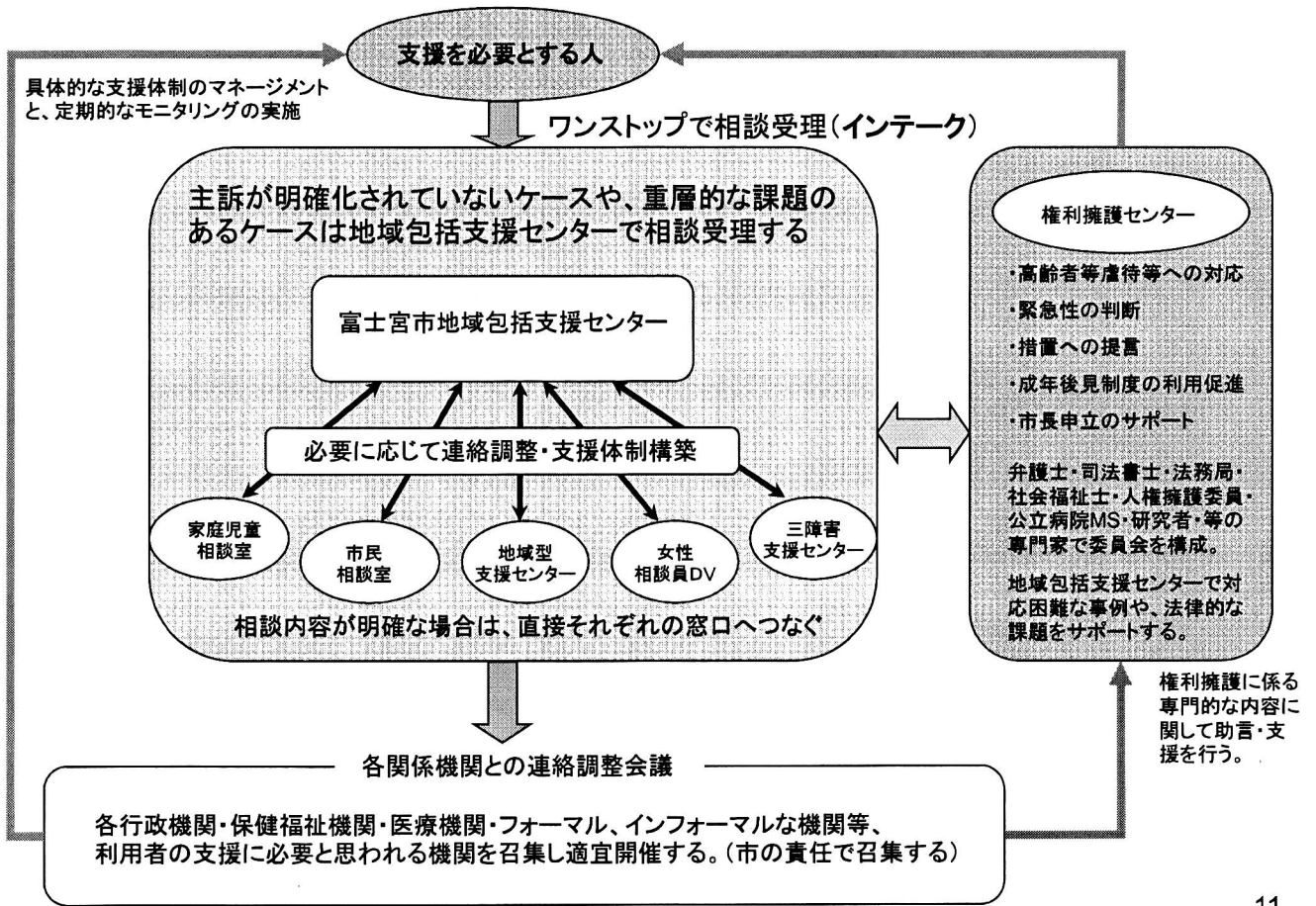
地域包括支援センターと地域型支援センター（ブランチ）の連携



障害相談支援の流れ



富士宮市における総合相談支援システムフロー



権利擁護広域ネットワークフロー 富士圏域 (富士市・富士宮市)

